

# 専門家派遣事業 補助金のご案内

～経営課題の解決をサポートする専門家の派遣費用の一部を補助します～

「専門家派遣事業」は、東京都中小企業振興公社（以下「公社」）の制度で、経営課題を解決するために専門家の派遣を受け、アドバイス・サポートを受ける制度です。

<専門家例> 中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、技術士、IT コーディネータ ほか

## ◆補助対象者

- ・区内中小企業者
- ・区内中小企業者によって組織された、同業者組合・商店会・異業種交流団体等の商工団体
- ・区内中小企業者となる予定の「起業予定者」

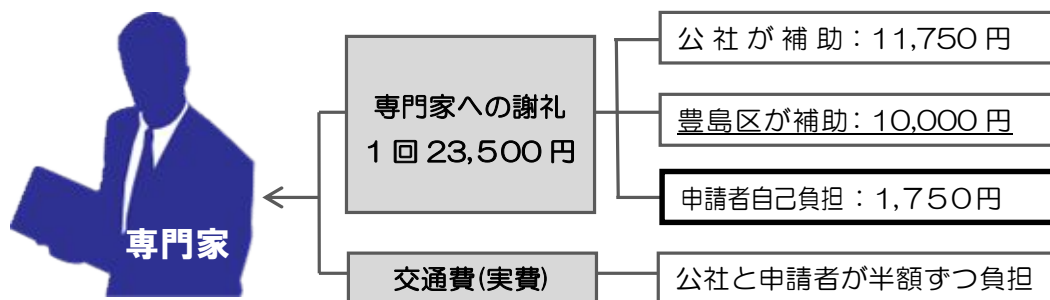
※区内中小企業者=個人事業主の場合は区内に主たる事業所があるもの。法人の場合は区内に本店登記地と主たる事業所があるもの。

## ◆補助額（派遣 1 回あたり）

専門家への謝礼 23,500 円に対し、公社と豊島区で以下の金額を補助します。

なお、交通費については公社が半額補助します。

※ 1 テーマにつき 8 回まで派遣可能です。（年間 1 企業あたり 1 テーマまで）



## ◆受付期間

【交付申請】2024年2月21日（水）まで

【完了報告】2024年3月13日（水）まで

## ◆手続き方法

裏面「補助金交付の流れ」参照

## ◆注意事項

- ・本補助金の申請は、公社へ専門家派遣事業の利用申込を行い、公社から決定通知を受取ってから行ってください。
- ・本補助金の振込は、専門家の派遣終了後となります（詳細は裏面参照）。
- ・「としま企業支援サイト（<http://www.city.toshima-kigyo.jp/>）」に未登録の場合は登録をしてください。
- ・申請者多数の場合は、申請期間中でも受付を終了する場合がございます。

## ◆問合せ先・書類送付先

豊島区 文化商工部 生活産業課 商工グループ

住所：豊島区南池袋 2-45-1 豊島区庁舎 7 階

電話：03-4566-2742/F A X：03-5992-7088/E-mail：A0029099@city.toshima.lg.jp

# 補助金交付の流れ

## - 専門家派遣事業 -

「東京都中小企業振興公社⇒公社」「豊島区⇒区」



専門家派遣事業実施（面談・アドバイス等）

【ダウンロード可】とある書類については、以下ホームページからダウンロードできます。

※1 公社の書類 : 東京都中小企業振興公社専門家派遣事業URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/>

※2 区の書類 : としまビジネスサポートセンター補助金URL [https://www.toshima-biz.com/O3\\_hojokin\\_senmonka.html](https://www.toshima-biz.com/O3_hojokin_senmonka.html)